

朝霞市規程第 2 号

朝霞市事務決裁規程の一部を改正する規程

朝霞市事務決裁規程（平成 1 1 年朝霞市規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 5 号中「課長及び室長」を「課長及び室長（係長に相当する職を除く。）」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

備考	ファシリティマネジメント推進室における課長専決の事務決裁は、公室長が専決するものとする。
----	--

別表第 2 市長公室の表政策企画課の部の次に次のように加える。

ファシリ ティマネ ジメント 推進室	1 公共施設等の総合調整に関すること。	○	
-----------------------------	---------------------	---	--

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。